鶴見航路、京浜運河及び川崎航路				
京浜運河第二区（A線、扇町南東端と水江町南端とを結んだ線、塩浜信号所から二百三十九度三十分千百メートルの地点から百五十二度に東扇島まで引いた線（以下B線という。）、東扇島西端角から二百四十二度に扇島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面。）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

鶴見航路、京浜運河及び川崎航路				
京浜運河第二区（A線、扇町南東端と水江町南端とを結んだ線、塩浜信号所から二百三十八度千八十メートルの地点から百五十二度に東扇島まで引いた線（以下B線という。）、東扇島西端角から二百四十二度に扇島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面。）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和二年五月十五日から施行する。ただし、第二十七条の三第三項及び別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。